

大規模小売店舗の新設に関する市の意見について

仙北市公告第 25 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）で第 8 条第 2 項の規定により、大規模小売店舗の新設に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取しましたが、意見の提出が無かったことから、同条第 4 項の規定に基づき、次のとおり通知したので公告します。

平成 22 年 7 月 12 日

仙北市長 門 脇 光 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラックアサヒ角館店
秋田県仙北市角館町下菅沢 22 番地 1 ほか 5 筆

- 2 市の意見
なし

- 3 関係書類の縦覧場所及び期間
 - (1) 縦覧場所
仙北市角館町中町 36 番地 中町庁舎 仙北市観光商工部商工課

 - (2) 縦覧期間
平成 22 年 7 月 12 日から平成 22 年 8 月 12 日まで